

# 学校法人片柳学園ハラスメント防止委員会規程

## (目 的)

第1条 この規定は、学校法人片柳学園ハラスメントの防止等に関する規程第5条及び第6条の規定に基づき、学校法人片柳学園ハラスメント防止委員会（以下「本委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

ただし、東京工科大学の職員及び学生に関する事項は、別に定めるものとする。

## (位置付け及び構成)

第2条 本委員会は、法人本部長直属の委員会とする。

2. 本委員会は、法人本部長を委員長、各副校長及び日本語学校校長を副委員長とし、次の委員をもって構成する。

(1) 各教育・学生支援部長

(2) 総務部長

(3) 各教育・学生支援部課長

(4) 総務部人事課長

(5) 委員会が委嘱する職員 若干名

3. 委員長は必要に応じて本委員会を招集し、議長となる。

4. 副委員長は、委員長を補佐する。委員長に支障があるときは、副委員長がこの規程に定める職務を代理する。

ただし、代理を行う順位は委員長があらかじめ決定しておくものとする。

5. 委員長は必要に応じて学内または学外の専門家に委員を委嘱することができる。

6. 第2項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期満了前に就任する者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (審議事項)

第3条 委員会は、下記の事項について審議する。

(1) ハラスメントの防止・啓発・研修・相談体制に関すること

(2) 発生したハラスメントの事実関係を明らかにすること

(3) 第4条に定める調査委員会からの報告を考慮したハラスメントの事実確定に関すること

(4) ガイドラインの制定又は改定に関すること

(5) 第8条の相談員に関すること

(6) 第9条に定める相談員連絡会の活動の把握・調整に関すること

(7) その他ハラスメントに関すること

## (調査委員会)

第4条 委員長は、ハラスメントの事実関係を明らかにするため、その都度速やかに調査委員会を設置し、必要な調査を行わなければならない。ただし、設置を必要としない特別な事情がある場合はこの限りではない。

2. 前項の調査委員会は、調査の信頼性、公平性及び適正性を確保するため、当該ハラスメントの当事者と指揮命令関係及び利害関係のない者によって構成しなければならない。

3. 調査の対応は、調査の期間を3ヵ月以内とする。

ただし、委員長は正当な理由があるときは、これを延長することができる。

(報告)

第5条 本委員会は、調査委員会からの報告に基づき、ハラスメントの事実を確定した場合、学生に関するハラスメントについては各校長に、職員に関するハラスメントについては別に定める学校法人片柳学園職員人事委員会委員長に、報告するものとする。

(弁明の機会の付与)

第6条 本委員会は、当該事案に関する審議に際して、当該事案に関する当事者に書面又は口頭による弁明の機会を与えることができる。

(本委員会の構成の変更)

第7条 ハラスメントに関わる相談があった場合であって、申し立てた者及び申し立てられた者がいずれも専門学校又は日本語学校職員である場合は、第2条第2項にかかわらず、委員長を副校長又は日本語学校校長とし、委員については副校長又は日本語学校校長が指名する委員により構成するものとする。

(相談員)

第8条 ハラスメントに起因する問題についての相談及び申し立てに応じるため本委員会の下に相談員を置く。

2. 相談員は委員長が任命する。
3. 相談員は、本規程及び学校法人片柳学園ハラスメントの防止等に関する規程別添2に定める指針に従い十分留意しなければならない。
4. 相談員は、ハラスメントに起因する問題について相談があったときは、すみやかに委員長に報告しなければならない。
5. 同条第1項及び第2項の相談員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、前任者の任期満了前に就任する者の任期は残任期間とする。
6. 相談員は、本委員会に報告する必要がある場合、申し立てた者の同意を得なければならない。
7. 相談員は、申し立てた者のプライバシーや名誉をその他の人権を尊重し、知り得た秘密は厳守しなければならない。

(相談員連絡会)

第9条 学生及び職員に関するハラスメントに適切に対応するため、前条の相談員から成る相談員連絡会（以下「連絡会」という。）を設ける。

2. 連絡会は、委員長が議長となるものとし、相談員の申し出により開催するほか必要に応じ委員長が開催できるものとする。
3. 連絡会は、申し立てた者から当該苦情相談に関し、連絡会における処理の希望があった場合、当該苦情相談に対処することができる。

(庶務)

第10条 本委員会の庶務は、関係部署の協力を得て、法人本部総務部人事課又は各教育・学生支援部が行う。

附 則

1. この規程は、2022年（令和4年）8月1日から施行する。